（様式２）

辞退届

　今般、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事の施行に係る建設工事共同企業体結成のため、予備指名の通知をいただきましたが、弊社

の都合によりご辞退いたしたくご通知申し上げます。

令和　　　年　　　月　　　日

（住　所）

（会社名）

代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　印

波佐見町長　　前川　芳徳　様

（様式３）

共同企業体入札参加資格申請書

令和　　年　　月　　日

　波佐見町長　　前　川　芳　徳　様

　　　　　１．共同企業体の名称

　　　　　２．共同企業体の代表者の住所名称及び代表者名

　　　　　３．共同企業体構成員の住所名称及び代表者名

　今般、　　　　　　　　　　　　　　　　工事を連帯責任によって共同施工を行うため、上記代表者と構成員により共同企業体を結成し入札に参加したいので、別紙書類を添えて申請いたします。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

構成員の許可番号その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称又は氏名 | 許可番号 | 許可年月日 | 営業の種目 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（様式４）

特定建設工事共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

１　波佐見町発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

２　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・△△特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　○○県○○市○○町○○番地　　　　○○建設株式会社

　　△△県△△市△△町△△番地　　　　△△建設株式会社

（代表構成員の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表構成員とする。

　（代表構成員の権限）

第７条　当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　当企業体の解散後、当企業体の代表構成員である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表構成員である企業以外の構成員が有するものとする。

　（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　（代表構成員）　　　　　○○建設株式会社　　　○○パーセント

　（その他の構成員）　　　△△建設株式会社　　　○○パーセント

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約、その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

　２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

　３　脱退した構成員の出資金返還は、決裁の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

　４　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

　２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

　３　第１項規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第４項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第４項までを準用するものとする。

　（代表構成員の変更）

第17条の２　代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員を代表構成員とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事について契約不適合責任があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外１社は上記のとおり○○・△△特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　○○・△△特定建設工事共同企業体

　　　　　　　　　　　　　　　代表構成員　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　　　　　印

構成員　△△県△△市△△町△△番地

　　　　　　　　　　　　 　　　△△建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　△△　△△　　　　　　印

（様式５）

共同企業体の経営規模等総括表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共同企業体の名称 |  | 代表者の商号及び氏名 |  |
| 共同企業体事務所の所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ |
| 構成員の内容 | 経営に関する事項の審査結果 |
| 許可の番号及び年月日 | 営業所所在地 | 商号代表者氏名 | 出資割合 | 業種 | 経営規模 | 経営状況の総合評点（Ｙ） | 技術職員数 | 営業年数 | 客観数値（Ｐ） |  |
| 建設工事の種類別年間平均完成工事高 | 自己資本額 | 建設業に従事する職員数 | １　級技術者 | ２　級技術者 | その他技術者 |
|  |  |  | ％ |  | 千円 | 千円 | 人 |  | 人 | 人 | 人 | 年 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 入札見積及び契約に基づく行為に使用する印鑑 | 共同企業体の客観数値及び格付け |  | 合計 | 合計 | 合計 | 平均 | 合計 | 合計 | 合計 | 平均 | 平均 |  |
| 使用印 |  | 実印 |  | 備　考 | 共同企業体の客観数値及び格付の欄で、経営規模、技術職員数は合計数を、経営状況の総合評点、営業年数は平均値を記入すること。 |